

介護保険課からの連絡事項（令和4年7月居宅介護支援事業部会）

1. 介護保険負担割合証の発送について

介護保険の認定をお持ちの被保険者の皆様に、令和4年8月1日からの負担割合を記載した『介護保険負担割合証(きいろ)』を7月13日(水)に発送します。

郵便局からの返戻等もあるので、7月26日(火)を過ぎても届かない場合は、介護保険課へお問い合わせください。

《要介護(要支援)認定の新規申請をされた方への交付》

7月13日(水)から 29 日(金)までに新規申請をされた方については、申請時に窓口で令和3年度(みずいろ)と令和4年度(きいろ)の2年度分の負担割合証を交付します。地域交流センター受付分は後日郵送となります。

《負担割合の問い合わせ》

電話での回答はいたしません。窓口において、担当ケアマネである確認が取れた場合に限り、口頭で回答します。

《福祉用具購入・住宅改修費の負担割合判定基準》

領収日における負担割合となります。

※ご不明な点は、介護保険課までお問い合わせください。

2. 福祉用具購入の購入対象種目の追加と提出書類について

配布資料①、別添資料 参照

3. 令和4年度ケアプラン点検の実施について

配布資料② 参照

4. 山口市内の統計資料(高齢者数、高齢化率、認定・受給状況)

配布資料③ 参照